

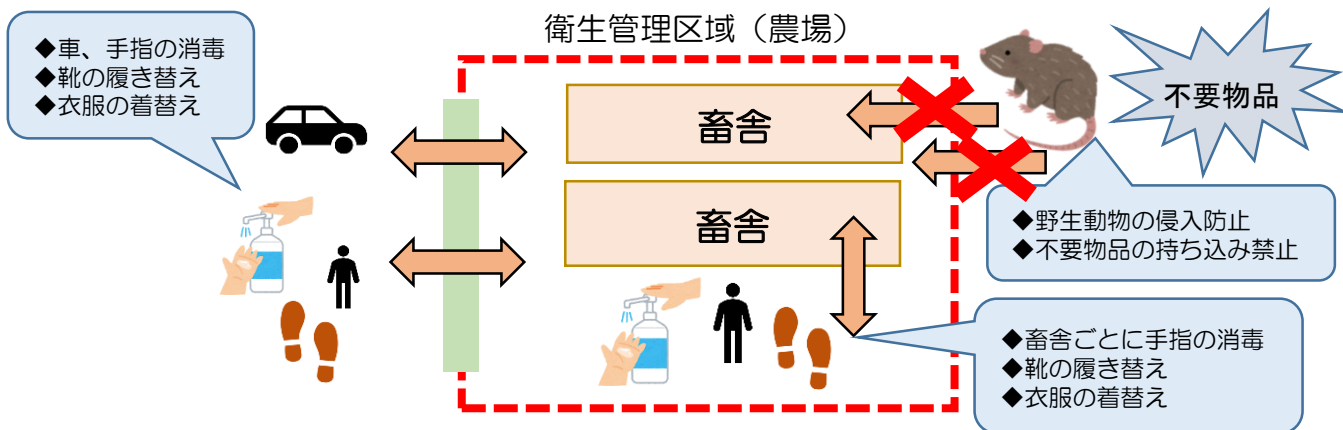
豚・イノシシの飼養者のみなさま 飼養衛生管理基準の自己点検と報告をお願いします！

野生イノシシに豚熱がまん延しており、滋賀県においても、死亡イノシシからも豚熱ウイルスが分離されています。

つきましては、飼養衛生管理の強化のため、5月に引き続き、下記7項目の自己点検を実施いただき、別紙様式により家畜保健衛生所まで報告をお願いします。

8月分の報告期限は8月25日（金）です。

- ① 衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等（項目15）
- ② 衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用（項目16）
- ③ 衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等（項目17）
- ④ 畜舎に立ち入る者の手指消毒等（項目25）
- ⑤ 畜舎ごとの専用の衣服及び靴の設置並びに使用（項目26）
- ⑥ 畜舎外での病原体の汚染防止（項目28）
- ⑦ 衛生管理区域内の整理整頓及び消毒（項目32）



万一、特定症状が確認された場合は、直ちに家畜保健衛生所に連絡するとともに、豚等を農場から移動させないで下さい。

滋賀県家畜保健衛生所

（本所）

近江八幡市西本郷町226-1

TEL:0748-37-7511 FAX:0748-37-4821

緊急携帯:090-3613-7486

（北西部支所）

高島市今津町弘川249-1

TEL:0740-22-2145 FAX:0740-22-6681

緊急携帯080-6176-8052

飼養衛生管理基準 自己点検結果報告様式

* 太枠内をご記入ください

滋賀県家畜保健衛生所 あて

下記項目について農場の状況を自己点検し、その結果を報告します

8月分

点検日

農場名
点検者名

飼養衛生管理基準の項目	内容	○:実施 ×:未実施 -:該当なし
15	衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等	
16	衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用	
17	衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等	
25	畜舎に立ち入る者の手指消毒等	
26	畜舎ごとの専用の衣服及び靴の設置並びに使用	
28	畜舎外での病原体の汚染防止	
32	衛生管理区域内の整理整頓及び消毒	

報告期限： 令和4年8月26日(金)

報告先： メール ge37@pref.shiga.lg.jp

FAX(本所) 0748-37-4821

(北西部支所) 0740-22-6681